

第1章 新庁舎整備の基本的な考え方

- 1．現庁舎の成り立ちと新庁舎整備に向けたこれまでの経緯
- 2．現庁舎等の現状と課題
- 3．新庁舎整備の緊急性
- 4．新庁舎整備の基本的方向
- 5．新庁舎の規模
- 6．新庁舎の建物構成
- 7．現庁舎地区の公共施設のあり方
- 8．公会堂等の整備

1 現庁舎の成り立ちと新庁舎整備に向けたこれまでの経緯

(1) 現庁舎の成り立ち

豊島区の成立時

昭和7年10月の豊島区の成立時、庁舎は区の中で交通の便がよい位置にあった、現本庁舎付近の荒川玉川水道町村組合役場（現在の東京都水道局目白出張所に移転）を使用しました。

戦災時

昭和20年4月の空襲で区庁舎は焼失したため、立教中学校を借用、その後当時の池袋病院（現在の区役所別館・旧池袋保健所）などを借用し区役所として使用しました。そして、昭和24年2月に木造2階建ての庁舎を焼失した庁舎地に新築して移転しました。当時庁舎建設の候補地として、根津山（現南池袋公園付近からグリーン大通り東方あたり）や豊島師範学校（現東京芸術劇場）があがりましたが、結局焼失した区役所庁舎跡に建設が決まりました。

現庁舎の誕生時

木造の庁舎から、現庁舎への建替えは、仮庁舎を現在の南池袋公園の敷地内に確保した上で、昭和35年から始まり、昭和36年7月に完成しました。総工費は4億3289万円、総面積13,000㎡、地下1階地上4階建てで総合庁舎としては千代田・文京に次いで都内で3番目、当時の「都内最大級」の規模を誇るものでした。

(2) 新庁舎整備に向けたこれまでの経緯

前回の新庁舎・新公会堂計画の経緯

庁舎と公会堂の改築は、昭和57年に策定された「豊島区基本計画」でも課題としてあげられ、区の長年の懸案となっていました。

新庁舎への取り組みとして、まず、昭和63年4月に庁舎等建設基金を設置し、平成元年5月には、「新庁舎等建設審議会」を設けました。平成2年12月の審議会答申では、庁舎の狭隘、分散と公会堂の老朽化の状況が指摘され、庁舎と公会堂の改築が求められました。

その後、平成3年7月に建設基本方針をとりまとめ、平成5年度までに基本計画、基本設計、平成6年度には実施設計に着手し、平成8年当時で建設経費は庁舎、公会堂、駐車場を含め、460億円の経費を想定して

いました。

一方、区議会には「庁舎建設調査特別委員会」が平成4年6月に設置され、新庁舎整備に対して、様々な視点から審議が行われ、新庁舎の計画や設計等に反映されました。

時 期	内 容
昭和63年4月	庁舎等建設基金を設置
平成元年5月～ 平成2年12月	新庁舎等建設審議会開催（学識経験者・区議会議員・区民27名） 基本構想の答申（位置、建設の目標、施設、規模など）
平成3年7月	建設基本方針策定（答申に基づき区の建設計画として決定）
平成3年12月～ 平成4年7月	基本計画（敷地利用、配置等について調査、検討）
平成4年6月	区議会に「庁舎建設調査特別委員会」を設置
平成4年11月～ 平成5年3月	基本設計
平成6年4月～ 平成8年度	実施設計

施設整備の概要

区 分	施設概要			予定建設費
	本体	駐車場等	計	
新庁舎	37,657 m ² 地上22階・地下4階	5,041 m ²	42,699 m ²	27,000 百万円
新公会堂	17,615 m ² 地上8階・地下4階	1,409 m ²	19,024 m ²	16,500 百万円
公共駐車場	（新公会堂地下部分）	2,246 m ²	2,246 m ²	2,500 百万円
合 計	55,273 m ²	8,695 m ²	63,968 m ²	46,000 百万円

財政の悪化による新庁舎着工の凍結

昭和61年11月からはじまった“平成景気”により、特別区税及び都区財政調整交付金等の一般財源が大きく伸びるなか、昭和63年度に庁舎等建設基金を設置し、昭和63年度に70億円、平成元年度に50億円、平成2年度に30億円の元金積立てを行いました。さらに当時の高金利により、約42億円の金利収入もあり、平成5年度末には残高が191億円になりました。ただし、平成2年度における30億円の積立ては、財政調整基金を振り替える形で積立てたものであり、既にこの時点では歳入増の

ピークは過ぎていました。

こうしたバブル経済を背景とした潤沢な歳入をもとに、昭和61年度以降、区民ニーズに応え社会資本を整備すべく「公共施設整備中期計画」を策定し、数多くの施設建設事業に着手するとともに、行政サービスも急速に拡大させていきました。また、土地開発公社分を含め、多くの用地取得も行いました。

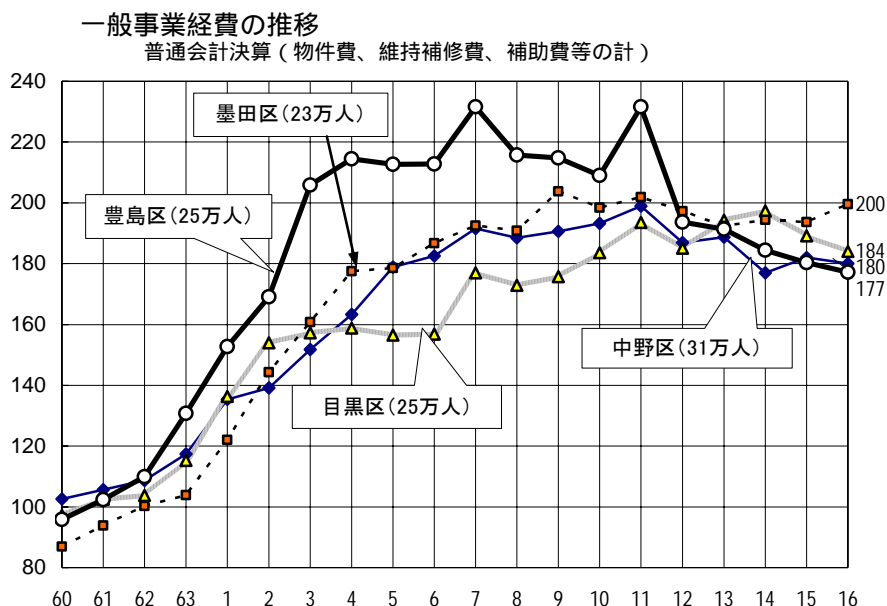
投資的経費と一般事業経費について、昭和61年度から平成3年度にかけての伸びをみると、投資的経費は108億円から341億円、一般事業経費は102億円から206億円へと飛躍的に増大しています。

	昭和61年度	平成3年度
投資的経費	108億円	341億円
一般事業経費	102億円	206億円

(普通会計決算)

しかし、平成4年2月、政府は月例経済報告のなかで「景気後退宣言」を行い、平成3年2月時点でバブル経済は崩壊していたとの見解を発表しました。区の一般財源収入についても、都区財政調整交付金は平成元年度をピークに、特別区税は平成4年度をピークとして減少に転じました。ここを境に、区財政の収支はバランスを失いはじめ、実質単年度収支も赤字基調に転じました。

財源不足に対応するため、平成3年度、4年度は、財政調整基金の取り崩しにより対応しました。一方、歳入が減少しているにもかかわらず、バブル期に拡大した行政サービスを維持し、平成3年度を初年度とする「新中期公共施設整備計画」を



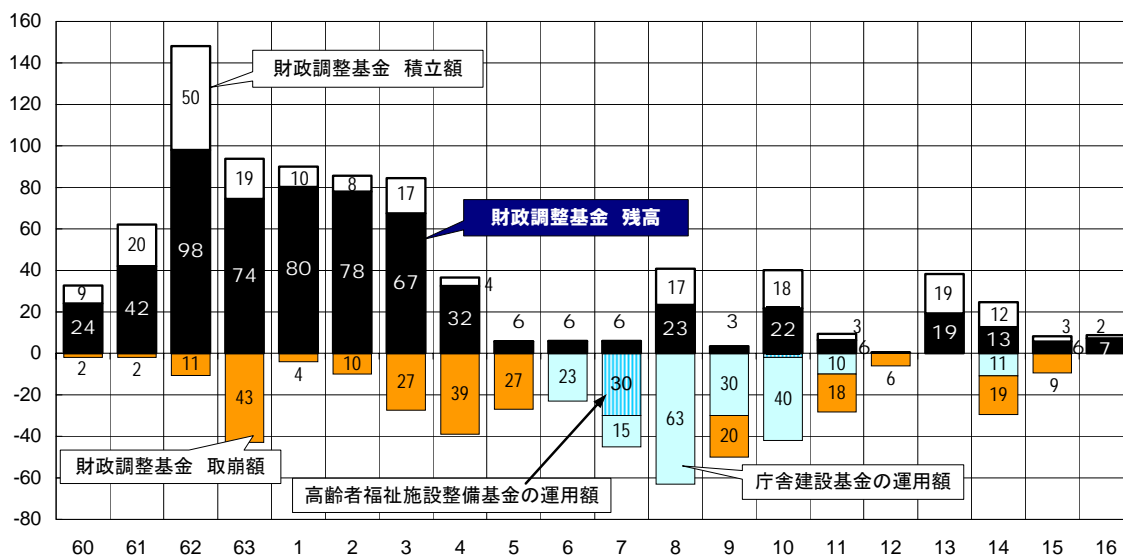
策定し、新たな施設建設事業に着手しました。

バブル期の歳出拡大について、人口規模が同程度の他区と比較すると、特に経常的な一般事業経費の拡大のスピードが顕著であったことが分かります。そして、バブル期に拡大した経常的な事業経費を高水準で維持してきたことが、豊島区の財政危機を招いた最大の要因であり、また当時の新庁舎建設を凍結せざるを得ない状況に至った要因でもあったと考えられます。

庁舎等建設基金は、平成5年度予算において、財政調整基金、用地基金からの50億円の取り崩しと合わせ、はじめて43億円を運用しています。

結果として、平成5年度の運用は行いませんでしたが、財政調整基金が底を突くなか、平成6年度に23億円、7年度に15億円、8年度に63億円、9年度に30億円、10年度に40億円の運用を行い、一般会計に繰り入れつつ、財政の収支均衡を図ってきました。そのため、現在の実質的な残高はゼロに等しい状況となっています。

財政調整基金の推移と新庁舎等整備基金の運用
(普通会計決算)



このように、平成9年度の予定だった新庁舎の建設着工は不可能になり、従前の新庁舎整備の計画は、前基本計画後期にあたる平成14年度～平成18年度の期間へ延期されました。

(3) 前回計画からの継承

前回計画について

前回の新庁舎・新公会堂計画は、現公会堂・分庁舎敷地に新庁舎を、現本庁舎敷地に新公会堂を建設する入れ替え方式でした。

この計画のうち基本方針に示された「新庁舎の施設と規模」に関する事項や、基本計画の「各施設の計画」、「設備計画の基本方針」など、ソフト的な要素で基本的に取り入れられる事項は今後の整備計画に生かしていきます。

また、この前回計画の「平面計画」、「断面計画」、「立面計画」や「動線計画」などを今回の整備計画（現庁舎地区案・旧日出小地区案）に取り入れることは、計画敷地の違いから建築制限等が異なり、困難であるため、新たな計画が必要となります。

新たな計画に生かせる事項

項目	内容
議会施設	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な議会運営を確保するために規模、設備等の面で充実を図る。 ・区議会のPRスペース・区民との交流施設を新設する。 ・本会議や委員会などの傍聴スペースに配慮する。
窓口サービス施設	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票、印鑑証明、戸籍、税、保険、年金、福祉など、来庁する区民が多い部門を一本化し庁舎内の新しいサービスステーションをつくる。 ・OA化の成果を集大成しさらに便利でわかりやすい窓口として、正確で迅速な窓口サービスの提供を実現する。 ・極めて不足している待合スペースも十分に確保する。 ・分散していた相談場所を1か所に集中させてわかりやすく幅広い相談内容に応じる体制を整える。
共用部分	<ul style="list-style-type: none"> ・ロビー、廊下、エレベーター、トイレ等来庁者利用スペースは、区民が快適に利用できるよう、またお年寄りや身体に障害のある方も安心して来庁できるよう十分なスペースと設備を確保する。
事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・OA機器や情報機器を多用した事務処理に対応できる機能的な施設とする。 ・行政活動に求められる総合性や計画性、効率性をより高めるためにも、業務能率の向上と、部門間の意思疎通がはかれる配慮を行う。 ・省スペースや職員の健康保持にも留意し、わかりやすく整然とした印象を与えることができるものとする。 ・職員1人あたりの単位面積を7㎡とする。
特定用途室	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室、コンピュータ室、倉庫等現在の庁舎に不足しているこれらの施設は、用途に応じて適正に配置するとともに、共用化や有効利用を図る。
防災センター	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の指令本部として、防災センターを本庁舎に併設する。 ・防災センターは、災害対策に必要な情報の収集・分析・処理・伝達を行う機能や、対策の立案・審議を行う機能などを備え、災害対策関係室、防災関係室によって構成する。 ・平常時には他の用途との共用化を行うなど効率的な運用を行う。
設備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・快適な生活（執務）空間となるシステムを採用する。 ・将来のレイアウト、システム変更等に十分対応できるようにする。 ・建物内の情報・通信及び外部との情報ネットワークなど、将来の変化に対応しやすいよう考慮する。 ・エネルギーコストの低減を意図して省エネルギー対策を考慮する。 ・管理がしやすく、信頼性が高いシンプルな設備とし、機器類の保守・点検のスペースを十分確保する。 ・耐久性、汎用機器の採用等を考慮するとともに、ライフサイクルコストを踏まえた経済性を確保する。 ・防災・防犯面に対し安全で信頼性が高くわかりやすいシステムを目指す。

2 現庁舎等の現状と課題

(1) 区民サービス機能の低下

分散する本庁機能

本庁職員数が455人だった昭和36年の建設当時から、区民ニーズの多様化や様々な制度改革に伴う事務量の増大によって、現在は約2.8倍の1,273人(平成20年4月1日現在、非常勤職員等を含む。)が本庁組織の職員数となっています。このため本庁舎に入りきれない本庁組織などが他6か所(分庁舎A館・B館、区民センター、生活産業プラザ、別館、保健所)に分散しています。

現在、本庁機能を有する組織の約7割(面積比)しか本庁舎には入っていません。また、窓口がわかりにくく、用件によっては1か所では済まないなど、区民にとって非常に不便な庁舎となっています。

本庁機能面積と職員数の比較

区別		本庁舎	分庁舎 A・B館	区役所別館	区民セ ンター	生活産 業プラザ	保健所	合 計
昭和36 年当時	面積	10,709.91						10,709.91
	人員	455						455
平成20 年4月1 日現在	面積	13,153.91	2,925.45	920.91	828.77	1,059.53	183.70	19,072.27
	人員	811	225	132	41	38	26	1,273

* 昭和36年当時の面積は、庁舎2階部分(2,444㎡)を除く。

混雑する客待ち案内スペース

7か所に分散している本庁組織には、1日に4,000人近くの区民が来庁するなか、窓口は、待ち時間等における十分な場所を確保できずに混雑しています。特に年度末は各種の申請・届出等が重なり、その混雑は著しい状況です。

このため、各種の手続きをスムーズに処理するための総合窓口等を設置するスペースの確保は、現庁舎では困難な状況です。

狭隘な議会施設など

区議会の施設は、本会議を行う議場、委員会室、議員控室、議会図書室などで構成されています。各施設とも狭く十分な設備も整っていません。現在、4つの常任委員会に対して2つの委員会室と1つの議員協議会室しかなく、傍聴のためのスペースも十分に確保できない状況です。

また行政委員会についても、同様に必要なスペースが十分に確保できない状況です。

事務室機能の低下

現在、職員1人あたりの事務スペースは、3.4㎡しかなく、国の起債基準の4.5㎡を大きく下回っています。

庁舎の老朽化や執務スペースの狭隘さは、劣悪な執務環境を招くばかりでなく、IT化等への対応も遅れ、事務の効率化を妨げています。また会議スペースの慢性的な不足は、円滑な事務の執行に支障をきたしかねない状況です。

バリアフリー化への遅れ・駐車場の不足

庁舎内外の段差や身障者用トイレの不足、分庁舎にエレベーターがないなど、現在の本庁舎等は区民が等しく利用できる配慮が足りない状況となっています。庁舎の分散化そのものが、スムーズな移動を妨げバリアフリーへの対応を難しくしています。

また来庁者用の駐車場も11台（身障者用3台含む）しかなく、利便性にかけるばかりではなく、物資の搬入にも支障がでています。

(2) 防災拠点機能に対する不安

災害時には、庁舎全体が防災の拠点、さらには災害復興の拠点として機能できるかが重要です。本庁舎を除き、建物の耐震性が確保されていない現状では、庁舎全体で防災拠点機能としての役割を果せるかどうか、大きな不安を抱えています。

さらに、災害時における非常用電源や活動スペースなどの確保が困難な状況であります。

なお、現在の本庁舎は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓から、平成9年から12年に約17億円をかけて耐震補強工事を実施しています。

(3) 維持管理経費（改修工事費）の増大

本庁舎は建築後47年、分庁舎は昭和29年に建設され、建築後53年が経過しています。この間、周期ごとに維持補修工事を施し、平成9年から12年には本庁舎の耐震補強工事を施工しましたが、この工事は、老朽化した建物に地震力が直接伝わらないよう基礎部分に免震装置を取り付けた工事であるため、建物をリニューアルした工事ではありません。

したがって、建物自体はもちろん、給排水・空調及び電気等の設備の老朽化は著しく、限界に近づいています。抜本的なリニューアルを施さない限り、8年程度が耐用の限界と考えられます。

8年を越えて将来も使用する場合には、本庁舎の改修のほか、既に耐用年数を迎えた分庁舎A・B館は、耐震診断結果からも早期の補強または改修が必要な状況になっています。

これに区民センター及び公会堂に関する改修経費を加えると、全体では約45億円もの維持保全経費が必要となります。

施設名	工事費	工事内容
豊島区本庁舎	17億1千万円	内装・給排水・空調工事
公会堂	3億1千万円	内装・給排水・空調工事、便所改修
分庁舎	6億6千万円	内装・給排水・空調工事、耐震補強
区民センター	11億9千万円	内装・給排水・空調工事、便所改修、耐震補強、外壁改修
仮設事務所	5億6千万円	給排水設備工事、公園撤去復旧費
合計	44億3千万円	

3 新庁舎整備の緊急性

(1) 災害時の拠点機能の整備

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、神戸市役所庁舎の6階部分が壊滅的な打撃を受け、必要な行政情報が活用できない事態が発生するなど、防災拠点として機能が果たせない状況がありました。

災害時においても庁舎全体の設備面の諸機能が停止することなく、避難や安否確認などの行政情報が即時に活用できるシステムをもった、災害復興のための機能が保持できる庁舎であることが、今まさに必要となっています。

(2) 庁舎の安全性の確保

本庁機能をもつ施設のうち、とりわけ分庁舎A館やB館は、築53年を経過し、著しく老朽化が進んでおり、耐震性の確保も不十分な状況です。いつ発生するかわからない大地震に備え、区民をはじめ、来庁者や職員の安全確保が喫緊の課題であり、できるだけ早期に整備する必要があります。

(3) 旧日出小地区市街地再開発事業に対する区の方針

旧日出小周辺地区では、市街地再開発事業の検討が進んでいます。区も旧日出小学校や旧南池袋児童館などの土地を所有しており、また、再開発事業による街づくりを推進する立場にあります。そのなかで、区有地の活用方法として新庁舎整備をするかどうかの判断を迫られています。

4 新庁舎整備の基本的方向

(1) 区民自治の拠点機能の確立

庁舎は、区の象徴であり、自治の中心拠点です。総合的かつ効率的な行政運営が可能となる庁舎機能とともに、区民参加と区民協働の場など、区民活動の拠点としての役割が求められています。

(2) 防災拠点機能の強化

災害時には、防災の中核部門（防災本部階）だけではなく、庁舎全体が防災拠点となることを前提としなければなりません。災害時に損壊しないよう、庁舎の耐震性能を一般的な民間ビルの1.5倍以上にするなど、安全確保はもとより、諸機能が維持できる設備面での十分な対策が必要です。発災と同時に活動を開始できる本部室機能や災害情報システムを整備し、防災拠点機能の強化を図ります。

(3) 区民サービスの向上

迅速で正確なサービスの提供に向け、分散している本庁機能を集約するとともに、IT化への整備を行い、窓口の総合化や相談機能の充実を図ります。また、ユニバーサルデザインに配慮して、区民の利便性・安全性の高い庁舎を実現します。

(4) 環境保全・自然エネルギーの利用

新庁舎では、建物の耐久性を向上させ、建物本体と設備などを分離する計画で、将来のリニューアルが容易となる100年建築を実現し、環境保全につなげます。

地球環境に配慮した区の先導的・シンボリックな施設とするために、太陽光や太陽熱利用などの自然エネルギーを最大限利用した経済効率の高い施設をめざします。

(5) 副都心の再生

新庁舎の整備にあわせて区有財産の有効活用により、池袋副都心全体が魅力と活力にあふれ、にぎわいが生まれるよう、訪れる人々の回遊性を高める都市施設の誘導を図ります。

5 新庁舎の規模

(1) 本庁機能の範囲

本庁機能の範囲は、組織規則に定められた本庁機関のほか、区議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局とします。原則として組織規則で定められている行政機関及び附属機関は除きます。

(2) 必要とする床面積

起債基準に基づく庁舎面積の算出

本区の職員数は平成20年4月1日現在、2,216人となっています。このうち本庁機能として配置されている職員数は、1,048人、これに再任用や再雇用職員の非常勤職員等を加えると、1,273人となります。

現行の職員数をもとに、起債をする際に用いられる総務省の算出法を参考に面積を算出すると下表のとおりとなります。

(基準の概要)

- ・ 一般職員1人につき4.5㎡を基準として、役職により面積を加算。
- ・ 倉庫は事務室の13%、会議室等は職員1人につき7㎡。
- ・ 玄関や廊下等の共通部分は上記2項目の40%。

区 分	庁舎床面積（駐車場を除く）
常勤職員で算出した場合(起債基準)	25,632 ㎡
常勤職員に再任用や再雇用職員の非常勤職員等を含めた場合	29,548 ㎡

* 基準で定められている事務室及び倉庫、会議室の10%増加規定で算出。

人口規模20～30万人の区の本庁舎面積と人口による庁舎面積の算出

該当する4区（墨田区・目黒区・渋谷区・豊島区）の本庁舎面積と人口（外国人を含む）に基づき区民一人あたりの平均面積を算出し、本区の庁舎面積を求めると下表のとおりとなります。

区 分	庁舎床面積（駐車場を除く）
人口規模20～30万人の区の本庁舎面積と人口による場合	32,315 ㎡

以上の数値を参考に、新たに整備するコミュニティ機能や防災機能などの多目的スペース等の面積を勘案して、新庁舎の必要床面積を28,500㎡(駐車場を除く)と想定します。

また、行政機関や外郭団体等の移転・整備については、基本計画等と整合を図りながら別途検討していきます。

第 1 章 新庁舎整備の基本的な考え方

(3) 新庁舎のおもな用途と面積

(単位 : m²)

区 分	新 庁 舎 想 定 面 積	現 庁 舎 面 積	備 考
議会関係	2,190	1,369	議会の運営に係わる部分で、区議会事務局を含む
議場関係	470	311	議場、傍聴席、 <i>議場ロビー</i>
委員会関係	685	392	全員協議会室、委員会室(3室)、 <i>準備室</i>
議長関係	250	116	議長、副議長、応接室
議員活動関係	565	412	議員控室、 <i>応接室</i> 、図書室、 <i>更衣室</i>
区議会事務局	220	138	事務局長室、事務室、 <i>印刷</i> 、 <i>広報コーナー</i>
行政関係	14,470	10,180	各課の事務の執行に係わる部分で、総合窓口を含む
執務室関係 (総合窓口)	11,695	8,370	職員の執務室、窓口 <i>スペース</i> など
区長室等	465	239	区長執務室、応接室、副区長室、教育長室
会 議 室	1,450	713	大会 <i>講室</i> 、小会議室、 <i>特別会議室</i>
倉 庫	650	661	全庁的倉庫
職員関係室	210	197	健康管理室等
多目的 <i>スペース</i> 等 施設関係	1,375	141	防災 <i>センター</i> 、区民 <i>ホール</i> 等庁舎の複合的な機能を担う部分
区民 <i>ホール</i>	550	0	<i>総合窓口の待合スペース</i>
災対 <i>センター</i> (仮称)	325	78	防災関係事務室、災害警戒待機室、指令情報室、防災用倉庫
各種情報 <i>センター</i>	200	63	情報公開 <i>コーナー</i> (<i>情報映像コーナー</i> ・ <i>展示コーナー</i> 含む)
多目的 <i>スペース</i>	300	0	<i>各種イベントや災害時に活用できる部分</i>
その他 共通関係	10,465	7,382	庁舎の管理運営部分や通路・ <i>エレベーター</i> 等、各階に共通する部分
管理関係	585	776	休日受付、宿直室、運転手控室、 <i>ゴミ</i> 処理関係室等
共用部分	9,880	6,606	機械・電気室、トイレ、階段、廊下等で、議会関係の共用部分も含む
面積合計	28,500	19,072	

備考欄の斜体文字は新庁舎で新たに整備する室・用途

面積は現段階での想定であり、今後検討していく予定のレイアウト計画や基本計画段階でさらに精査していきます。

6 新庁舎の建物構成

(1) 建物構成の基本的考え方

便利で使いやすい庁舎

ユニバーサルデザインを基本として、ワンフロア面積の有効活用による窓口サービスの集約のほか、区民が必要とする情報を即時に提供できる情報センター機能を整備し、区民の利便性を高めます。

安心・安全性の高い庁舎

災害時における災害対策拠点として、迅速かつ機能的に対応できるよう関係部局の効果的配置と、停電等への対応も考慮した低層部の配置など、安心・安全性を高めます。

フレキシブルで効率的な庁舎

業務の見直しなどに伴う組織変化への柔軟な対応や、多用途に活用できる会議室スペースや多目的スペースを設置するなど、フレキシブル性と効率性を高めます。

(2) 全体構成のイメージ

区民サービス・防災ゾーン

窓口サービス

区民の利用の多い窓口の集約化(総合窓口、総合相談窓口などの設置)

災害対策センター

防災課専用室を中心とした災害対策センターの設置(多目的スペース等は災害時に活用)

情報センター

区民の地域活動や区政情報など、各種情報の収集・保存・提供

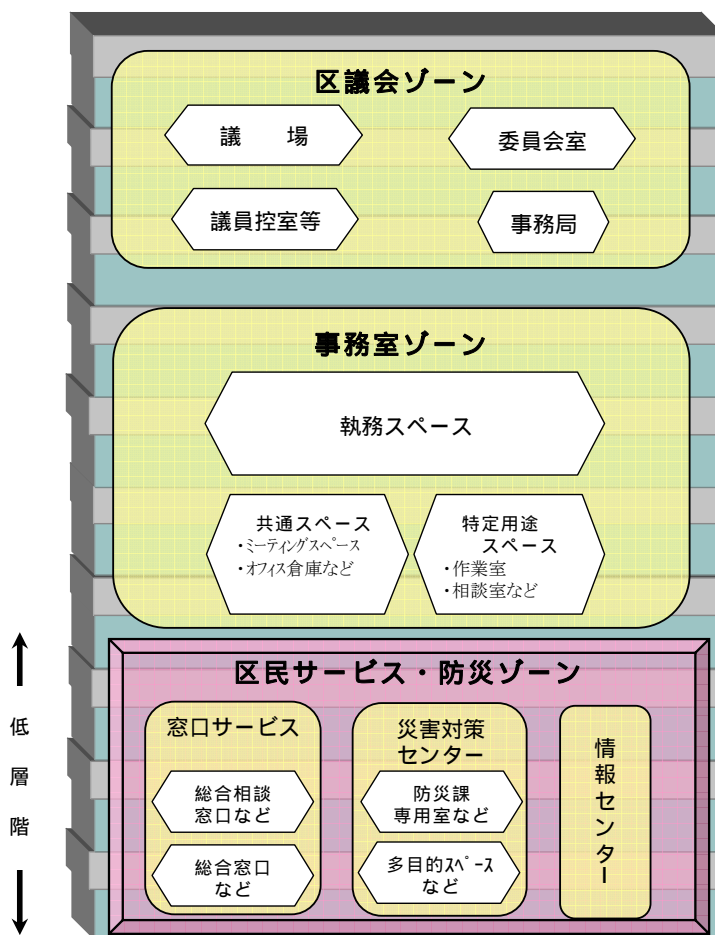
事務室ゾーン

執務スペースとミーティングスペースや倉庫などの共通スペース、及び作業室や相談室など各課固有の特定用途スペース

区議会ゾーン

議場、委員会室のほか、議員控室、事務局など

建物構成のイメージ



7 現庁舎地区の公共施設のあり方

区政の中心拠点として区民に長く親しまれている現庁舎地区には、新庁舎の整備位置にかかわらず、民間活用にあわせ新たに整備する「豊島公会堂」をはじめ、「池袋保健所」、「生活産業プラザ」がこれまでどおり現庁舎地区で区民の利用ができるようにします。

また、これらの施設と隣接する「区民センター」については、建替えにあわせ、保健所との一体的な連携を図り区民の健康づくりの拠点となる「健康センター」構想の実現を検討していきます。

区民にとって歴史的にも馴染みが深い現庁舎地区は、今後も区の公共施設の拠点として整備していきます。

8 公会堂等の整備

(1) 公会堂の現状

現在の公会堂は、昭和27年の建設から55年が経過し、現庁舎と同様に老朽化が進んでいます。

公会堂の利用状況をみると、文化事業や学校関係の使用が多く、区民が文化芸術発表などで利用できる低料金のホールの必要性はかなり高いことがうかがえます。

(2) 他の集客施設の設置状況

平成19年9月、東池袋四丁目再開発事業地区に、舞台芸術交流センター「あうるすぽっと」を開設しましたが、公会堂の収容人員808人を代替する区の施設は他にはありません。区の施設以外をみても、東京芸術劇場は使用料が高く、サンシャイン劇場や区内の大学講堂などは、区民の利用には制約があるのが現状です。

また、昭和44年に建設された区民センターには文化ホール、音楽室、展示場や会議室などがあり、区民の利用率も高い状況にありますが、施設の老朽化の問題や新庁舎整備にあたって、これら機能を他の施設へ転用する必要があります。

(3) 今後の検討の方向

新たな公会堂は、区民の文化活動や集会の需要を調査したうえで、どのような機能、形態で整備するか十分に検討する必要があります。

検討にあたっての基本的な考え方として、施設規模は、現在の公会堂と同規模か、それ以上の施設規模を確保するよう努め、機能については、集会機能を兼ね備えた、区民主体の文化芸術活動の場として、区民や区内で活動する文化団体等が気軽に利用できる施設とします。

また、区民センターの代替機能についても新庁舎の整備にあわせて検討していきます。

